路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	青森県三戸郡階上町大字道仏字野附窪六番二〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月十五日

○関東地方整備局告示第六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号　関東地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般社団法人日本住宅性能評価機構

三(1)　住所の変更

変更前	東京都渋谷区代々木一丁目60番5号
変更後	東京都渋谷区代々木一丁目38番2号

(2)　変更年月日　平成二十五年一月七日

○関東地方整備局告示第七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年一月十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号　関東地方整備局長14

二　登録建築物調査機関の名称　一般社団法人日本住宅性能評価機構

三　住所　東京都渋谷区代々木一丁目38番2号

四　変更する年月日　平成二十五年一月七日

五　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地　一般社団法人日本住宅性能評価機構東京センター　東京都渋谷区代々木一丁目38番2号　一般社団法人日本住宅性能評価機構山梨センター　山梨県甲府市宝一丁目21番20号

○関東地方整備局告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

別表の指定番号九の項住所欄中「東京都渋谷区代々木一丁目六十番五号」を「東京都渋谷区代々木一丁目三十八番二号」に、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　東京センター　東京都渋谷区代々木一丁目六十番五号
ロ　山梨センター　山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十号」

を

「イ　東京センター　東京都渋谷区代々木一丁目三十八番二号
ロ　山梨センター　山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十号」

に改める。

○関東地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第二十七号東京都市計画道路事業補助線街路第百四十号線

三　事業施行期間　自平成十五年二月十四日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第五十七号東京都市計画道路事業幹線街路放射第十九号線

三　事業施行期間　自平成十五年三月十七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長野県木曽郡大桑村大字長野二八七三番一から同村大字長野二九三〇番一まで	前	一四・五〇～二七・二四メートル
	後	一五・四三～二八・八二メートル
長野県木曽郡南木曽町読書五五四八番一から同郡大桑村大字野尻三一三三番一まで	前	〇〇・一八九キロメートル
	後	〇〇・一八九

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
	前	一六・六六～三〇・四六メートル
	後	一七・二五～三一・五二メートル